

資料提供

令和7年12月19日
課名 建設産業課
担当者名 田中
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外・下請制限報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故	
措置対象者	商号・名称	
	代表者氏名	
	住所・所在地	別紙のとおり2者
	建設業許可番号等	
指名除外期間		

【事実の概要】

令和7年10月9日、東部農林水産事務所尾道農林事業所発注の「林地荒廃防止事業 溪間工事 No.2」において、伐木作業中の安全管理措置が不適切であったため、作業員が裂け上がり落下した幹の下敷きとなった。被災した作業員は、左外傷性血気胸、肺挫傷及び左鎖骨等の骨折で1か月の治療を要すると診断されている。

【措置理由】 上記のとおり

【指名除外等措置適用条項】

建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第8号

【下請制限措置適用条項】

県発注工事における下請負の制限基準（平成14年4月1日制定）第2項

(別紙)

指名除外等措置対象建設業者及び期間

措置	商号又は名称	建設業許可番号	住所又は所在地	代表者	指名除外開始日	指名除外終了日	期間
1 指名除外	有限会社正栄工業	広島県知事第26407号	三原市本郷北2-18-41	河原 巍	令和7年12月19日	令和8年1月1日	2週間
2 下請制限	安芸林業	一	三原市下北方2-14-15	岡本 剛志	令和7年12月19日	令和8年1月1日	2週間